

分類	整理番号	質問	回答	備考	
				公式参加者（参加国等）	民間パビリオン
設計	1-1	設計事務所や建設会社を選定する際の条件はあるか。	日本の建築士法による建築士でなければ、一定の建築物の設計又は工事監理をすることはできません。 日本の建築士法に基づく資格のある建築士事務所や建設業法に基づく許可を受けた建設会社を選定してください。	—	—
設計	1-2	仮設建築物の許可基準の内容が知りたい。	仮設建築物の許可基準の内容や手続き方法等については、大阪市のホームページをご確認ください。 また、大阪府建築士事務所協会のホームページにも関係者支援を目的とした関連情報が掲載されていますので参考にしていただくことが可能です。 大阪市HP： https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000549781.html 大阪府建築士事務所協会HP： https://www.oaaf.or.jp/hotnews/head/expo2025%e5%a4%a7%e9%98%aa%e3%83%bb%e9%96%a2%e8%a5%bf%e4%b8%87%e5%8d%9a-%e7%94%b3%e8%ab%8b%e6%94%af%e6%8f%b4%e3%83%84%e3%83%bc%e3%83%ab/	—	—
設計	1-3	仮設建築物の許可を受けずに確認申請を行うことは可能か。	パビリオンの各敷地は建築基準法上の道路に接しないため、仮設建築物の許可を受ける必要があります。 なお、仮設建築物の許可を受けたものは、建築基準法の一部の規定が緩和されます。 仮設建築物の許可基準、手続き要領等は、大阪市のホームページをご確認ください。 大阪市HP： https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000549781.html	設計に係るガイドライン（C-03）	設計に係るガイドライン（C-03）
設計	1-4	建築許可を取得するための予想される期間はどのくらいか。	標準的な審査期間は、仮設許可申請が約3か月、確認申請が35日以内です。（設計に係るガイドライン 5-4参照） これらの審査期間については、一定の条件下で、仮設許可については約1.5か月又は約2か月、確認申請については約10日に短縮可能です。（別添『仮設許可、確認申請に要する期間について』参照） 実際の審査期間については、条件等によるため、大阪市、指定確認検査機関へできる限り早い段階でご確認ください。	設計に係るガイドライン（5-4）	設計に係るガイドライン（4-4）
設計	1-5	パビリオンの基本設計や実施設計の承認取得後にデザイン変更を行う際の承認に必要な期間はどのくらいか。	変更手続きについては、最大で当初承認と同じ期間が必要ですが、変更の内容が軽微であれば短縮することができると考えています。なお、変更の内容によって、仮設許可、確認申請などの変更手続きも必要になる場合がありますので、大阪市他関係機関とも協議を行い、その期間を見込んでおいて下さい。	工事・解体ガイドライン（1-3）	工事・解体ガイドライン（1-3）

分類	整理番号	質問	回答	備考	
				公式参加者（参加国等）	民間パビリオン
設計	1-6	建築基準法に定められていない建築材料や構造方法、輸入材料を使いたい、どうすればよいか。	建築基準法で想定していない特殊な材料や構造方法を使用する場合、通常の法定手続きとは別に、専門機関で材料や構造方法の技術的な評定等が必要となります。 また、建築基準法で品質や強度が定められていない建築材料（輸入材料等）を使用する場合は、代替の考え方や数値の妥当性を仮設計申請時に示す必要があります。 いずれのケースでも、できるだけ早い段階で、日本の設計者から大阪市に事前相談を行ってください。	大阪市HP 許可基準等に関するQ&A （No.5,6,10,10-2） https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000549781.html#QA	大阪市HP 許可基準等に関するQ&A （No.5,6,10,10-2） https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000549781.html#QA
設計	1-7	地盤の耐力が知りたい。	地盤の耐力は、協会から参加者に提供するボーリングデータ資料をご確認ください。なお、敷地ごとにボーリング調査は行っていないので、近傍のデータを活用いただくか、必要に応じて参加者が地盤調査を実施してください。	設計に係るガイドライン付録編（1_2）	設計に係るガイドライン付録編（1_2）
設計	1-8	土壌汚染があるとのことだが、外構の計画、何か対策が必要か。	土壌汚染対策法を遵守した次のような措置が必要です。 ・3cm以上のアスファルト又は10cm以上のコンクリート等により地表を覆う。 ・舗装がない場合は50cm以上の汚染されていない購入土等により地表を覆う。	土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3,1版） 環境省HP： https://www.env.go.jp/water/dojo/gi-man.html	土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3,1版） 環境省HP： https://www.env.go.jp/water/dojo/gi-man.html
設計	1-9	D.L.はT.P.やO.P.と比べてどのような高さか。	D.L.はO.P.よりも0.43m高く、T.P.よりも0.87m低い基準面です。 したがって、D.L.値とO.P.値、T.P.値の関係は、次のとおりです。 D.L.値＝O.P.値－0.43m D.L.値＝T.P.値＋0.87m	—	—
設計	1-10	深さ2.5mを超える掘削は可能か。	会場エリアには、地表からおよそ2.5m以深に固化盤（埋立工事のために地盤を固化した層）が存在することを考慮し、掘削可能深さを2.5m以内と定めています。 掘削可能範囲は地表面から原則2.5m以内ですが、杭の施工のための削孔及び親杭横矢板工法による山留の親杭設置は可能です。 なお、シートパイルの施工等により連続して固化盤を損傷した場合、支持力への影響、大きな建物荷重による部分的な陥没（不同沈下）などの懸念があります。	—	—

分類	整理番号	質問	回答	備考	
				公式参加者（参加国等）	民間パビリオン
設計	1-11	建築物の沈下を抑制するためには、どのような方法が考えられるか。	建物基礎部の排土重量が建物重量よりも軽い場合、新たな上載荷重による地盤沈下が生じるおそれがあります。 埋立粘土層の圧密による地盤沈下を防止するため、建築による新たな上載荷重を加えない基礎形式として浮き基礎を推奨しています。 例えば、建物単位荷重4tf/㎡程度で、土の湿潤単位体積重量が1.8tf/㎡程度とすると、2.5m程度掘削（排土重量1.8tf/㎡×2.5m=4.5tf/㎡程度）することで浮き基礎での建築が可能と考えられます。 また、杭基礎とする場合、杭先端の支持層で建築物を支持することにより、沈下を抑制することもできますが、杭の引き抜きが可能な工法とする必要があります。	設計に係るガイドライン付録編（1_5）	設計に係るガイドライン付録編（1_5）
設計	1-12	セトバックの目的は何か。また、制限の対象となるものは何か。	設計に係るガイドラインに規定される主動線側のセトバック制限は、来場者の待機スペース確保や大屋根（リング）からの延焼防止を図るための離隔確保、会場全体の景観上の配慮を目的に設けているものです。隣地側・背面側のセトバック制限は工事中の作業空間の確保等を目的としています。 セトバック制限は基本的に建築基準法上の建築物が対象です。ただし、基礎など地盤面下の部分や側溝は対象外です。 建築物にあたらな日除け（パーゴラやバルサン等）やその他の工作物は原則としてセトバックエリア内に設置が可能ですが、景観等に大きな影響があることが想定される場合は、個別に設置可否を判断します。	設計に係るガイドライン（3-2-1）	設計に係るガイドライン（2-2-1）
設計	1-13	展示物には大量の電力や水が必要となることが想定されるが、各館が利用可能な容量の設定はあるか。その上限は変更可能か。	電力や水、冷水は、プロットシートに記載の容量の範囲内で設計してください。 各敷地の電力供給量は、過去博の事例等を参考に敷地面積に応じて算定しています。会場全体で供給できる電力量は限られているため、基本的に各敷地の供給量を増やすことはできません。	設計に係るガイドライン（4_パビリオンプロットシート）	設計に係るガイドライン（3_パビリオンプロットシート）
設計	1-14	津波の影響に備えてパビリオンを設計する要件はあるのか。	会場の計画地盤高さは海面から概ね10mの高さとなっており、高潮や予想される津波の高さ（約5.4m）から余裕を持った高さを確保しています。	—	—
設計	1-15	BIMデータはどのように活用するのか。	BIM用途については「パビリオンタイプA（敷地渡し方式）のためのBIM要件」2.3に記載のとおりです。実施の目的及び活用については、参加者においてご検討ください。 開催者は、会場デザインやシミュレーション、パビリオン万博の3Dデータ作成、リユース等の検討に活用することを考えています。また、参加者がどの程度BIMを用いた取り組みを行っているかを包括的な記録として残すことを検討しています。	BIM要件（2.3）	BIM要件（2.3）
施工	2-1	パビリオンタイプA（敷地渡し方式）の工事・解体に係るガイドラインに「建築作業：2024年7月13日までに完了」「内部の改装と最終仕上げ作業：2025年1月13日までに完了」とあるが「建築作業」の工事内容を確認したい。	2024年7月13日の「建築作業完了」においては、工事内容の詳細は問いません。また、その手続き等についても規定していません。2025年1月13日までに内部改装と最終仕上げ作業を完了し、建築基準法に規定される検査済証の交付を受けるとともに、開催者の完了証明検査を受けてください。	工事・解体ガイドライン（1-2）	工事・解体ガイドライン（1-2）
施工	2-2	会場内の工事調整・進捗管理方法について確認したい。	会場内各工事の工事調整・進捗管理は連絡調整協議体において実施する方向です。ただし、各パビリオン個別の進捗管理は参加者が行う必要があります。	工事・解体ガイドライン（2-5-1）	工事・解体ガイドライン（2-5-1）

分類	整理番号	質問	回答	備考	
				公式参加者（参加国等）	民間パビリオン
施工	2-3	「連絡調整協議体」の具体的な参加要件は。	参加者及びその請負業者は、自らの敷地が該当する「工区連絡調整協議体」に属することになります。工事開始許可申請の際に連絡調整協議体参加届を提出してください。	工事・解体ガイドライン（2-1-1）	工事・解体ガイドライン（2-1-1）
施工	2-4	敷地内で工事を実施するにあたり、共通で利用する工事用仮設等について費用負担が必要か。	参加者またはその請負業者は、会場内の共用可能な工事用仮設に要する費用（車両管理システム、会場出入口ゲート警備員、通勤バス、タイヤ洗浄設備、給水スポット等）や各種インフラ供用開始後の使用料について負担していただく必要があります。	工事・解体ガイドライン（C-023、C-073、C-085、C-098、C-042、4-2等）	工事・解体ガイドライン（C-023、C-073、C-085、C-098、C-042、4-2等）
施工	2-5	夜間及び休日作業を行うことができるか。	夜間及び休日の作業は原則禁止です。やむを得ず作業を行う場合は事前に開催者の承認を受けてください。ただし、警備員延長費用等の費用負担が必要です。	工事・解体ガイドライン（C-068、069、5-2、G-014）	工事・解体ガイドライン（C-068、069、5-2、G-014）
施工	2-6	工事作業員の会場へのアクセスについて教えて欲しい。	統括施工者が工事関係者等用の通勤バスを導入する予定です。通勤バスの運用開始時期や運行ルートは、決まり次第、参加者にお知らせします。ただし、通勤バスの利用には費用負担が必要です。	工事・解体に係るガイドライン（2-5-1）	工事・解体に係るガイドライン（2-5-1）
施工	2-7	請負業者の工事事務所はどこに設置すれば良いのか。	参加者の工事現場事務所や作業員休憩所等の工事仮設建物が必要に応じて自らの敷地内に設置してください。	工事・解体ガイドライン（2-2-2）	工事・解体ガイドライン（2-2-2）
施工	2-8	工事・解体に係るガイドライン（2-2-1_C-033）に記載のフェンスの高さは、最低限必要なものか。例えば、金網フェンスやウッドパネルなどで設置することは可能か。	仮囲いの高さは最低でも1.8m以上必要です。金網フェンスやウッドパネルでも問題ありません。	工事・解体ガイドライン（2-2-1）	工事・解体ガイドライン（2-2-1）
施工	2-9	工事中、現地で提供されるユーティリティは何か。開催者が整備するインフラ（下水道、雨水排水、水道、電気、通信）はいつ供給開始されるのか。	工事期間中の敷地内仮設インフラについては工事・解体ガイドライン（2-2-4）を参照してください。 ガイドラインに記載のとおり、開催者が各敷地までインフラを整備するまでの期間は、必要なインフラは自ら手配していただく必要があります。 また、工事用電気は発電機を自ら手配してください。 工事用上水は工区統括施工者により各工区毎に給水スポットの設置を計画しています。工事用排水は工区統括施工者の指示に従い排水するようにしてください。 なお、各本設インフラの提供予定は次のとおりです。 ・上水道 2025年1月供給開始予定 ・下水道（汚水）2025年1月供給開始予定 ・下水道（雨水）2024年7月供給開始予定 ・電気 2024年7月供給開始予定 ・通信 2024年10月供給開始予定 ・冷水 2024年12月供給開始予定	工事・解体ガイドライン（2-2-4）	工事・解体ガイドライン（2-2-4）
施工	2-10	使用するクレーンの種類に制限はあるか。	クレーンの種類に制限はありません。参加者（請負業者）にて施工計画の検討をお願いします。	—	—
施工	2-11	建設発生土の搬出先はどこか。また、建設発生土を埋戻しに使用できるか。	会場予定地は土壤汚染対策法における形質変更時要届出区域に指定されています。掘削土は汚染土扱いとなるため、建設発生土は協会が指定する会場予定地内の処分場所（グリーンワールド又はつながりの海南東部）に埋立処分する必要があります。 敷地から会場予定地内に搬出した建設発生土を、再度敷地内に持ち込むことはできませんが、参加者の敷地内に仮置きした掘削土は埋戻しに使用することができます。 建設発生残土の仮置き場が必要であれば、敷地内で確保してください。	工事・解体ガイドライン（2-2-6）	工事・解体ガイドライン（2-2-6）
施工	2-12	パビリオンを撤去する際の条件は。何かを存置しておくことはできるか。	すべての建造物（地上及び地盤面下）を撤去していただく必要があります。	設計に係るガイドライン（3-5-2）及び工事・解体に係るガイドライン（8）	設計に係るガイドライン（2-5-2）及び工事・解体に係るガイドライン（8）
施工	2-13	敷地の原状回復は、どのように行えばよいか。	解体撤去後は擦り付け程度の復旧とし、会場外からの搬入土による埋戻しは不要です。	工事・解体ガイドライン（8-6）	工事・解体ガイドライン（8-6）